

神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の概要

1 改正の経緯・趣旨

- 県公報による公告は、一定の事実を広く一般の人に知らせる文書の形式であり、法律・政令・省令の規定による義務付けがなければ、県ホームページへの掲載などインターネットの利用によることも可能とされています。
- 県公報は、かつては唯一ともいえる有力な周知媒体でしたが、インターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、現在では周知効果などの点で、インターネットの利用による公表に優位性が認められる状況にあります。
- こうした状況を踏まえ、各種試験の実施など、神奈川県公報による公告を規則で義務付けている公表事項について、インターネットの利用による公表を中心とした最適な周知方法の選択を規則上可能とするため、関係規則の整理をするものです。

2 改正の概要

- 別紙「改正する規則一覧」に掲げる 44 規則（計 45 条項）について、インターネットの利用による公表を中心とした最適な周知方法の選択が規則上可能となるよう、規定を改めることとしました。

(改正後の条文の例)

第〇条 …の公表は、インターネットの利用その他の方法により行う。

3 施行期日

公布の日（令和 5 年 3 月 10 日）